

報道関係者各位

(照会先)
全国健康保険協会
船員保険部 今井、満洲
電話：03 - 6862 - 3061

令和 7 年 2 月 18 日

令和 7 年度 全国健康保険協会船員保険部 保険料率 11.05%

令和 7 年 3 月分(4 月納付分)より改定

全国健康保険協会船員保険部の令和 7 年度の一般保険料率及び介護保険料率は、令和 7 年 3 月分(4 月納付分)より改定されます。

一般保険料率は、被保険者の保険料負担軽減措置の縮小により、令和 6 年度の 10.95%から 0.1%引き上げとなり、11.05%となります。

また、40 歳から 64 歳までの方にご負担いただく介護保険料率は、令和 6 年度の 1.59%から 0.02%引き下げとなり、1.57%となります。

介護保険料率も加えた令和 7 年度船員保険の保険料率は、12.62%となります。



■ 船員保険の財政構造

船員保険の収入の約 8 割は船舶所有者及び被保険者が納める保険料で賄われています。一方、支出については、加入者の医療費や各種給付金が全体の約 6 割、高齢者医療制度への拠出金等が約 3 割を占めています(令和 5 年度決算より)。

船員保険の財政は、船員保険が国から協会に移管された 2010 年1月以降黒字で安定していますが、今後、団塊の世代が後期高齢者になることに伴う高齢者医療制度への拠出金の増加や、医療の高度化及び加入者の高齢化に伴う医療費の増加が想定され、支出の増加が見込まれています。また、収入については、国際情勢や経済状況の変化、少子高齢化の進展による船員不足等の課題等もあり、予測が難しい状況にあります。

このことから、協会では、継続して安定的な財政運営を行うため、中長期的な観点から保険料率を設定しています。

■ 船員保険の取組

船員保険部では、船員保険制度を維持するため、加入者の皆さまの健康保持・増進を図るとともに、医療費適正化を推進する様々な取組を実施しています。

《主な取組》

① 健診や特定保健指導

35 歳以上の被保険者及び 40 歳以上の被扶養者を対象に、毎年、がん検診も含む生活習慣病予防健診を実施しています。負担 0 円で充実した健診項目が受けられるほか、メタボリックシンドロームのリスクがあると判定された方は、保健師などの健康に関する専門家から健康サポート(特定保健指導)を受けることができます。病気の予防や早期発見、生活習慣の改善は、加入者の皆さまの健康保持・増進に寄与するだけでなく、将来の医療費上昇の抑制にもつながると考えています。

② オーダーメイド通知

健診の結果、医療機関に受診が必要な方や生活習慣の改善が望ましい方へ、一人ひとりの健診結果に応じた生活習慣の改善等に関する冊子(オーダーメイド通知)をお届けしています。冊子には、健診結果から見えるリスク等の分析を担当した医師より、気を付けてほしいことや、今後どのような行動をとればよいのか等、適切なアドバイスを掲載しています。早期治療を促すことで、生活習慣病の重症化を予防します。

③ 船舶所有者と取り組む健康づくり(船員の健康づくり宣言)【参考:別添ファイル】

船員の健康づくりを進める船舶所有者さまのサポートを目的に、「船員の健康づくり宣言」という取組を行っています。「船員の健康づくり宣言」にエントリーいただいた船舶所有者さまには、健康づくり好事例集等健康情報の提供や健康講座、オンライン禁煙プログラム、デンタルセルフチェックアプリ等様々なサポートを無料で受けていただけます。また、船舶所有者さま毎の健診結果データを集計し、船員の健康状況や課題を見える化した「健康度カルテ」を提供し、船舶所有者さまの健康づくりのきっかけとして活用いただいています。